官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二九）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三六五、三六六）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務四三五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一七三〇、一七三一）　六
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一七三二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二二五）　六
○道路に関する件（中部地方整備局九九）　六
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二・三、秋田同四、山形同三・四、静岡同二・三、島根同五、愛媛同四）　七
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一三五～一三八）　八
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一三九、一四〇）　九
日本国に帰化を許可する件（同一四一）　三七
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第二十九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十九日

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分六厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分八厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十七年以下	年二分五毛
十七年を超え二十五年以下	年二分一厘

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分一厘